

平成30年度



神戸市風しん予防接種助成のご案内



妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが目や耳・心臓の病気をもった「先天性風しん症候群」にかかることがあります。妊娠中の方に風しんをうつさないためには、周囲の方々が風しんにかからないようにすることも大切です。

神戸市では、下記対象者に該当する場合、予防接種の費用の一部助成を行っています。

●助成対象者

接種日現在、神戸市に住民登録があり、かつ、下記の(1)～(3)のいずれかに該当する人

- (1) 風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する 15 歳以上 43 歳未満の女性
- (2) (1) の同居者のうち、風しんの抗体が十分でない人
- (3) 風しんの抗体が十分でない妊婦の同居者のうち、風しんの抗体が十分でない人

「風しんの抗体が十分でない」とは、下記の①、または、②に該当する人

- ① 罹患歴がなく、かつ、予防接種歴がない
- ② 採血日が平成 29 年 4 月 1 日以降の検査で抗体価が低い
※HI法では抗体価 16 倍以下をいう

* 妊娠中の方は風しんの予防接種を受けることはできません。また、予防接種前 1 か月、接種後 2 か月は避妊する必要があります。

●助成対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日 の接種分

●対象となる接種 上記の期間内に神戸市内の契約医療機関で接種する
風しんワクチン もしくは 麻しん・風しん混合(MR)ワクチン のいずれか 1 回

●助成額 2,500円

* 医療機関が定める接種料金から、上記の助成額を除いた金額を医療機関へお支払いください

●必要書類 神戸市内の契約医療機関へ下記を持参してください

- ・ 本人の氏名・住所がわかる書類 (健康保険証・運転免許証・マイナンバーカード等)
- ・ 風しん抗体検査結果票 (上記②該当者のみ)
- ・ 上記助成対象者(2)の人のみ、同居する女性の年齢・住所がわかる書類 (健康保険証・運転免許証等)、同居する女性の風しん抗体検査結果票 (上記②該当者のみ)
- ・ 上記助成対象者(3)の人のみ、同居する妊婦の母子健康手帳 (または妊婦の住所と抗体検査結果のわかる母子健康手帳のページの写し)

●問い合わせ先 契約医療機関は下記ホームページ・コールセンターにてご確認ください

・ 神戸市ホームページ

神戸市予防接種 検索

・ 神戸市総合コールセンター

(契約医療機関の問い合わせのみ)

☎ 333-3330 FAX 333-3314

区役所の子ども保健係または保健所予防衛生課(TEL 322-6788 FAX 322-6763)へ

東灘区	841-4131(代)	長田区	579-2311(代)
灘区	843-7001(代)	須磨区	731-4341(代)
中央区	232-4411(代)	北須磨支所	793-1313(保健福祉課代表)
兵庫区	511-2111(代)	垂水区	708-5151(代)
北区	593-1111(代)	西区	929-0001(代)
北神支所	981-1748(子ども保健係直通)	西神保健福祉窓口	990-0201(代)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。